

日本郵便労働契約法一一〇条裁判 最高裁が非正規待遇格差是正の判決

さらなる均等待遇を勝ち取ろう

日本郵便労働者は、正規労働者と非正規労働者の割合が、年々逆転する傾向にある。この傾向は、郵便局の組織化率の上昇とともに強まっている。一方で、郵便局の労働条件は、年々改善の一途を辿っている。特に、労働時間の短縮や休日制度の整備など、労働環境の改善が進んでいる。しかし、一方で、労働者の賃金水準は、他の民間企業と比較して低い傾向にある。また、労働者の労働条件は、年々悪化の一途を辿っている。特に、労働時間の長さや休日制度の不整備など、労働環境の悪化が進んでいる。

「有期雇用の非正規労働者と正規労働者間に不合理な格差があつてはならない」との主旨に基づき、「非正規労働者達も日々、それぞれの職場で正規労働者と同じ仕事をしており、その中で非正規を理由に各種手当や制度で不利益を被つてしていることに対し、労契法10条に照らして違法である」とのもと、原告（非正規労働者）、被告（日本郵便）として1994年に東京地裁、大阪地裁に提訴され開始された。この他に佐賀での案件がある（提訴項目は図表を参照）。

(註)労契法10条は、2018年成立のパートタイム・有期雇用労働法(2020年4月施行)に移行。

最高裁第一小法廷判決で 勝ち取られた手当と制度

最高裁第一小法廷判決で勝ち取られた手当と制度

本文に入る前に、同じ労
契法二〇条裁判として一〇
月一三日に、最高裁第三小
法廷で出された大阪医科薬
科大学事案、メトロコマー
は「ない」とし、逆転敗訴判決

雇用のインセンティブであ
る」との主張に沿って、第三
小法廷は、「非正規社員の賞
与、退職金なしは不合理で
はない」との最高裁判例
ではしたが、しかし重大な
ことは、「非正規職員への賞
与、退職金なしは不合理
である」場合があり得る」と付
記。曖昧な形で賞与、退職金

大阪医科大学事案の
賞与に係る部分、メトロコ
郵政事案では

マース事業の退職金に係る部分について、大阪高裁、東京高裁で出された一部支払の判決を破棄し、大学、経営側の「正社員の継続的確保の為の措置である。長期 日本郵便労契法二〇条裁判においても、当局は主張で「正規社員は配転もあり、仕事への責任の度合いも將来への期待も大きいのだら、非正規社員との間に何種手当や休暇制度について、格差があつて当然で

各地裁・高裁の判決表

手当・休暇	東京地裁	大阪地裁	東京高裁	大阪高裁
住居手当	6割支給	10割支給	10割支給	10割支給
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給	10割(5)
扶養手当	請求せず	10割支給	請求せず	×
夏期・冬期休暇	○	判断せず	○	○(5)
有給の病気休暇	○	判断せず	○	○(5)
早出勤務等手当	×	×	×	×
祝日給	×	×	×	○(5)
夜間特別勤務手当	×	×	×	×
夏期年末手当	×	×	×	×
外務業務手当	×	×	×	×
業務精通手当	×	×	×	×

三)大坂高裁の判にある(5)は、契約期間が通常5年を超える堅行社

正規社員には長期雇用が期待される正社員の生活、
のインセンティブを与える。
保育、福利厚生を含むの整備

ければならない」としてい
た。
図表を参照して頂きた
ればならない」としてい
た。
的な雇用に繋げていくとい
う事での支給は、経営側の
判断としてはわかる。とし

い。第一小法廷は、①扶養手当②年末年始勤務手当③夏期冬期休暇④祝日給⑤病気休暇の5項目について、正規と非正規の間に、職務の内容に相応の違いがあつても、手当の不支給や休暇を与えないことは不合理であるとした。

①扶養手当については、大阪地裁で支給が認められ、高裁で逆転敗訴になつたが、「長期・継続的な勤務

ながら、しかし非正規社員も半年から一年毎に契約新を重ねており、継続雇用が見込まれるので扶養手当を支給しないのは不合理である」とした。

京高裁	大阪高裁
割支給	10割支給
割支給	10割(5)
求せず	×
○	○(5)
○	○(5)
×	×
×	○(5)
×	×
×	×
×	×
×	×

各地裁・高裁の判決表			
	東京地裁	大阪地裁	東京高裁
当	6割支給 8割支給 請求せず	10割支給 10割支給 10割支給	10割支給 10割支給 請求せず
	○ ○ ×	○ ○ ×	× × ×
当	× ×	×	×
	×	×	×
	×	×	×
	×	×	×

老朽原発の再稼働合意を許すな！

美浜町議会に緊急行動



美浜町役場前に結集し臨時議会に対して「老朽原発うごかすな」の声をあげた（10月19日）

こうした請願について、まずは特別委員会に付託してそこで審議し、その結果を踏まえて本会議での可否を判断するというのが一般的である。そのプロセスを不グレクトして、わずか一日の臨時議会で老朽原発の再稼働という極めて重要な問題を判断するとすれば、まったくの暴挙であろう。

これに対しても臨時議会当日の一〇月一九日、「老朽原発うごかすな！ 実行委員会」などによつて、美浜町議会に対する緊急行動が取り組まれた。地元若狭など福井県内からも事態を知った人々が駆けつけた。

関西から駆けつけた仲間はその後、老朽原発再稼働の危険性を訴える二つの各戸配布を行つた。

若狭の原発を考える会をはじめ広範な諸団体によつて構成される「老朽原発

美浜町役場前に集まつた人々は代わる代わるマイクを握つて、午前一〇時から始まる臨時議会に対して、「拙速な審議で老朽原発の再稼働に合意するな」、「老朽原発のリスクは極めて高いたりレーデ王を呼びかけて月九日の日程で、大阪の関電本社前から美浜町に向かう。そこで「上り止」よう。

られたが、地裁・高裁判所で認められず、最高裁の受理対象にならなかつた項目もある。

決を勝ち取り、判例を積み重ねながら、さらなる均等待遇を実現していくなければならない。

実に三倍の格差であり、いかに非正規が低賃金下におかれているかという事である。また、郵政をはじめとする

現在、郵政工三オンの非正規労働者は第二次訴訟として、全国で一五四名が格差は正規労働者の手当に取り、正規間での労働条件の格差が同一労働同一賃金を逆手に取り、正規労働者の手当も厳然としてある。同一労働同一賃金の獲得に向け削減や労働条件をダウンさせ、悪しき均一化を図るとて、更に闘いを強化していくべき策動を絶対に許さない。かなければならぬ。

の裁判が取り組まれてい
る。 という事である。非正規一
正規を貫いて闘いを作り上
げていかなければない。
これらの裁判で勝利的判
決が得られれば、自らの
配体制強化の中、自らの
め、人材、労働者への管理支
持を強化する。 首相・菅は官僚統制を強

菅政権を打倒しよう
強権的管理支配体制を強め

現在、コロナ禍の中で全労働人口約六千万の40%を一九年の統計資料によれば、平均給与において正規すべての労働者人民は、この様な菅政権と対峙しこれを打倒して行く闘いに

東 東
失 し
五 五
占める約二千万の非正規労働者は年間五〇三万、非正規は一七五万と報告されている（これは勿論あくまでも平均化であり、実態とのズレはある）。

反基地闘争の前進で菅政権打倒

アジアから米軍基地を総撤収せよ!

九月一六日に菅内閣が発足した。菅は「安倍政権が進めてきた取り組みを、しっかり継承して前に進めていく」決意を語っているつまり、安倍政権を継承し、軍事大国化と戦争国家化を独裁的に推し進めるのが菅政権だ。反戦・反基地闘争の爆發で菅政権を打倒しよう。

本年六月一五日、防衛大臣河野（当時）はイージス・アショア配備計画中止を発表した。まさに秋田・山口県民をはじめとする地元住民の粘り強い闘いの成果である。安倍政権によるイージス・アショア配備計画は住民の闘いの前にその計画の杜撰さが暴露され、計画が破産に追い込まれたのだ。

しかし一方、安倍政権は「敵基地攻撃能力」なるものを持ち出し、日帝の軍事大國化路線を強化しようとした。また沖縄辺野古の新基地建設は何があろうとも強行してきた。「敵基地攻撃」を許すな！

われわれは「一月岩国行動を全力で支持、支援し、沖縄・岩国・築城・京丹後とともに、プロレタリア国際主義に貫かれた反戦・反帝闘争の前進を闘いとり、日帝の軍事大国化路線と日米軍事一体化を粉碎していく！」

陸上イージス配備中止の勝利うけ辺野古新基地建設を阻止しよう

六月一五日、安倍は秋田・山口県・自衛隊新屋演習場と山口県・自衛隊むつみ演習場に配備予定のイージス・アショア・システムの中止を発表した。配備断念の理由はブースター（推進補助装置）の制御問題ということである。イージスミサイルは、ブースターによって短時間で高度の高度に達しなければならない。十分な高度に達したらブースターを切りはしない、目標にむけて飛行する。こうした機能について、見えない」と発表した。

九月一六日も、辺野古新基地建設を阻止するための行動を実行する。

そもそも、イージスシステムは日本を防衛する目的で開発されたものであ

り、海上からのミサイル発射を想定しているシステム

である。ブースターの落下問題など想定していない。

それを制御することなど士官無理な話なのだ。すなわ

